生かしてます あなたの税

大規模な道づくり

市では、市民皆さんの利便性の向上と交通の円滑化を図るため、現在２カ所で幹線道路の整備を進めています。

１カ所目は、本市の垳地区と足立区の六木三丁目を結ぶ都市計画道路の**垳三郷線**で、幅員16.0～24.5メートル、延長111.2メートルの区間を平成17年秋のつくばエクスプレス開業に合わせた完成を目指して整備を進めています。また、この区間では、足立区と共同して垳川に新しく橋を架ける工事も進めています。この道路が完成すると、八潮駅と足立区との利便性が飛躍的に向上することが期待されます。

もう１カ所は、大字二丁目地区（鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業地区界）から共和橋西詰交差点までを結ぶ都市計画道路の**柳之宮木曽根線**で、幅員12.0～15.5メートル、延長192.7メートルの区間を整備しました。今まで整備中であった区間が完了したことで、スムーズな交通が確保されることとなります。

この２カ所の総事業費は、13億6,825万５千円ですが、国庫補助金や足立区の負担金を除くと市費は６億9,586万３千円となり、市民一人当たりに換算すると約9,127円（平成16年10月１日現在の人口76,234人を基準に算出）になります。

今後とも、事業に対する市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

問都市デザイン課☎㊥274

垳三郷線

●生涯学習●まちづくりQ&A

災害用伝言ダイヤル「171」をご存じですか？

Q　災害時の緊急連絡手段の「災害用伝言ダイヤル」について教えてください。

A　災害用伝言ダイヤル「**171**」は、地震や豪雨などの災害発生により、被災地等への安否確認等の電話が殺到して電話がかかりにくい状態になった時に、自宅の電話番号等をキーにして安否確認等の伝言を災害用伝言ダイヤルセンターで預かり、伝言の録音および再生により被災地内の家族や親類、知人等との連絡を可能にする「声の伝言板」サービスです。震度６弱以上の地震発生時、および地震・噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、通話がつながりにくい状況になった場合、ＮＴＴ側で速やかに利用可能とします。

利用方法について

伝言登録・再生の利用可能な電話は、一般電話、公衆電話、携帯電話・ＰＨＳ等から利用できます。局番なしの「**171**」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、被災地の方の自宅の電話番号を使って伝言の録音・再生を行ってください。利用にあたっては、事前の契約は不要ですが、伝言の録音・再生時の通話料は必要となります。また、伝言録音時間は、１伝言当たり30秒以内で、保存期間は録音してから２日間（48時間）です。

なお、このサービスの提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じてＮＴＴが設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆さんにお知らせします。

問交通防災課☎㊥305、ＮＴＴ東日本埼玉支店☎0120＝882＝991

忘れてイナイ（171）？ 災害伝言 1 7 1
などと覚えてください

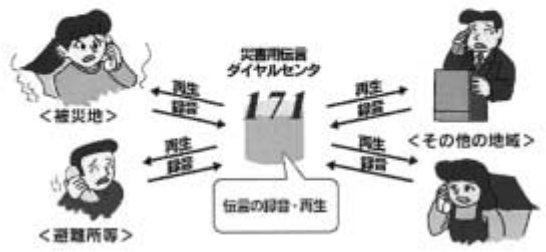

※資料提供：ＮＴＴ東日本

こちら…教育委員会

〝国際社会に生きる児童生徒の育成をめざして〟
～国際理解教育の推進～

市では、今後更に国際化する社会に生きる児童生徒の国際性を培うため、次のような国際理解教育を推進しています。

一つ目は、**「外国人語学指導助手（ＡＬＴ）導入事業」**です。市内全ての中学校に各1人のＡＬＴを配置し、英語の時間では、生の英語で授業を行っています。また週に一回程度小学校に出向き、「総合的な学習の時間」などで英語に慣れ親しむ活動を行っています。様々な学校生活の中で、児童生徒一人ひとりとコミュニケーションをとり、国際理解・交流の重要な一翼を担っています。

二つ目は、**「八潮市中学生海外派遣事業」**です。平成2年度から始まり、今までに275人の生徒が派遣されました。今年度は第15回を迎え、17人の生徒がオーストラリアにおいて、現地生徒との交流会やホームステイなどを行い、文化交流や積極的なコミュニケーションが図られました。

三つ目は、**「八潮市英語弁論大会」**です。今年度も各中学校2～3人の生徒および市内県立高校生4人の計18人が参加しました。学校生活のことや将来の夢について、英語で素晴らしいスピーチが行われました。

感受性豊かな小中学生の時期に、外国の方と直接会話をし、外国の文化伝統に肌で触れ、驚きや感動を抱くことが国際理解・国際交流の基礎を養うことになると思います。

さらに、日本の良さを再発見することも重要視し、国際人としての資質や能力を培うことにより、八潮市の子どもたちが、近い将来、国際社会の中心となって活躍してくれることを願っています。

問指導課☎㊥358

くらしの豆知識
リース契約って解約できないの？ ―電話機リースのトラブル―

「リース契約」という名で、消費者に契約をさせるトラブルが増加しています。「リース契約は解約できない！」などと言う業者がいますが、消費者としての契約であれば権利を行使できます。

（相談事例）

３日前、業者が自宅に来て、妻に「電話機の交換に来ました。電話機を見せてください」と言ったそうです。そして、電話機の底を見て、「リース契約をしてから大分たったので、新しい電話機と交換しましょう。毎月のリース料は安くなります。契約書を作成しますから、お店のゴム印を出してください」と言われ、妻は私が以前経営していた店の名前で、リース契約を申し込んでしまいました。業者は今までの電話機を持ち去り、新たに電話機を設置していきました。

契約書を確認すると、確かに毎月の支払額は現在より安くなりますが、総額では大幅に高額になることがわかりました。そこで、業者に「話が違うから解約する」と伝えると、「リース契約は中途解約できません」と言われてしまいました。このまま、リース料を支払い続けなければならないのでしょうか。

私は現在、会社員です。電話機は、店を経営していた時に、別の業者とのリース契約により借りました。

（お答えします）

①契約日は相談日の3日前であり、②相談者が要請していないのに、業者が自宅に来て契約に至った、③名称は「リース契約」であっても実態は「賃貸借契約」であることから、「特定商取引に関する法律」に基づいてクーリング・オフが主張できます。

今回の相談では、相談者が、契約日にリース会社からあった確認の電話に対して、「契約をする意思はない」とはっきり申し出たことから、リース契約は不成立になりました。

このため、業者は電話機の代金等を回収することができなくなり、電話機の買取りを迫りましたが、相談者は、助言によりクーリング・オフに基づく原状回復を求めています。

このように、形式的に事業者名で契約をした場合でも、消費者として権利を行使できることがありますので、おかしいと思ったら、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

問商工振興課☎㊥336、県消費生活支援センター春日部☎048＝734＝0999

BOOKS 図書館だより

八幡☎995-6215
八條☎994-5500

八幡・八條図書館所蔵の新刊資料の一部を紹介します。

●一般書
・「庭の桜、隣の犬」　角田光代著
・「ナラ・レポート」　津島祐子著

●児童書
・「雪むかえの村」　西村繁男絵
・「ビュンビュンきしゃをぬく」
　バージニア・リー・バートン絵
・「おへやのなかのおとのほん」
　レナード・ワイズガード絵

11月・12月の催し

●八幡図書館
①おはなし会
幼児向け（毎週火曜日、午前11時～）
・クリスマス会　12月21日
小学生向け（毎週火曜日、午後3時30分～）
・クリスマス会　12月21日

●八條図書館
①おはなし会
幼児向け（毎週木曜日、午前11時～）
・クリスマス会　12月16日
小学生向け（毎週金曜日、午後3時30分～）
・クリスマス会　12月17日
②映画会　午前11時～・午後2時～
（開催日・内容はお問い合わせください）
③朗読会　11月21日㊐・12月19日㊐、午後2時～
11月24日㊌・12月22日㊌、午後5時30分～
④科学遊び　11月26日㊎・12月24日㊎、午後3時30分～
（注）都合により変更になる場合があります。

◆休館日のお知らせ
八幡・八條図書館　11月30日㊋・12月28日㊋～31日㊎